府内水道事業者の広域連携等取組事例 ①

◆ 京都府営水道の料金改定(建設負担料金の統一)

京都府営水道経営審議会の第2次答申(令和元年12月)を踏まえ、令和2年4月から府営水道料金を改定するとともに、これまで浄水場系によって差があった建設負担料金を統一した。

(単位:円/㎡)

(+E-14) 110						
受水者	建設負担料金		使用料金		超過料金	
	現行	改正	現行	改正	現行	改正
宇治市、城陽市、八幡市、久御山町(宇治系)	44	* 55	20	<u>28</u>	164	202
向日市、長岡京市、京田辺市、 木津川市、大山崎町、精華町 (木津・乙訓系)	66				219	

※ 値上げとなる宇治系市町の負担軽減のため、令和2年度~3年度に限り、経過措置を実施

京都府営水道経営審議会第2次答申(要旨抜粋)

- 〇 建設負担料金
- ・宇治系と木津・乙訓系の3浄水場系の料金を統一する。
- ・未利用等水源費は料金算定に含めず、受水市町に負担を求めない。
- ・水道施設の計画的な更新・耐震化を推進化し、資産を適切に維持するため新たに資産維持費を料金算定に含める。
- ・建設負担水量は、府と受水市町が協議の上決定した水量であり、変更には慎重な取扱いが必要であるが、今後、水需要の減少と給水原価の上昇が見込まれる中、府営水道と受水市町全体での適正な施設整備のあり方の検討に合わせて検討すべきである。

府内水道事業者の広域連携等取組事例 ②

- ◆ 相楽東部3町村(笠置町・和東町・南山城村)における連携
 - 水道施設台帳電子化促進事業に関する覚書の締結

近隣事業体が共同で水道施設台帳の電子化を進めることで、情報管理の効率化や危機管理対策の強化等に加え、国交付金の活用等により負担軽減を図る(令和2年5月締結、令和3年度に事業実施予定)

• 公営企業経営アドバイザー派遣モデル事業への応募

3町村の簡易水道事業等を公営企業会計へ円滑に移行するため、共同して 総務省のアドバイザー派遣事業へ応募(令和2年6月19日付けで派遣団体に 決定)

O 生活基盤施設耐震化等交付金(厚生労働省)

【水道施設台帳電子化促進事業】

広域化を検討している協議会等に参加している水道施設台帳の 電子化がされていない水道事業者等が、行政区域を別にする他の 水道事業者等と共同で水道施設台帳の電子化を図る事業(平成30 年度から交付金の対象に追加)

交付率: 1/3

〇 公営企業経営アドバイザー派遣モデル事業 (総務省)

小規模団体においても公営企業会計の適用を円滑に進めるため、 ロールモデルとなる団体を選び、専門的知見を有するアドバイ ザーを年複数回にわたり派遣することで、集中的に取組を支援す る事業

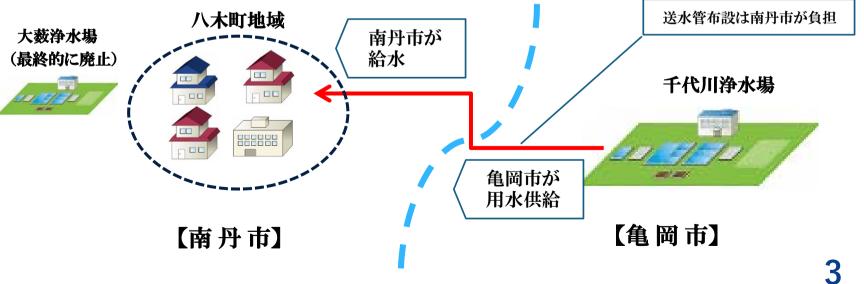
併せて、総務省とともに都道府県が小規模団体の公営企業会計 適用を積極的に支援する仕組みを構築することを目指す これらの結果を他の団体にも横展開することを目的とする

府内水道事業者の広域連携等取組事例 (3)

- ▶ 亀岡市から南丹市への水道用水供給
 - ・南丹市の大薮浄水場が老朽化のため、更新が必要(約15億円)
 - ・南丹市から亀岡市に、隣接する千代川浄水場からの給水の可能性を打診
 - ・亀岡市で検討の結果、給水可能と判断され、協議を開始
 - ・平成31年1月に基本合意書を交わし、6月に両市議会へ協定書案を提案、議決
 - ・令和元年6月に基本協定締結式を実施
 - ・用水供給のための管路布設費用は、南丹市が負担(約4~5億円)



令和3年度内の供給開始を目指す



府内水道事業者の広域連携等取組事例 ④

◆ 舞鶴市、宮津市による窓口業務等委託の共同発注

舞鶴市、宮津市の共同で公募型プロポーザルを実施し、共同審査により委託先を決定

(委託業務内容)

窓口業務、開閉栓業務、検針業務、調定業務、収納業務、滞納整理業務

(期 間) 令和2年度~5年度(4年間)

(委託額) 2市合計、4年総額 3億1,902万円 提案見積限度額 3億9,000万円

(契約)

決定した委託先とは、各市が個別に契約

(事業者提案によるサービスの向上)

- ※実施に向け検討中のものを含む
- ① 受付窓口の広域化

(手続きが舞鶴市でも宮津市でも可能に)

- ② フレックスタイム導入による受付 時間の拡充
- ③ Web受付による利便性向上

- ◆ その他、北部圏域で検討中の連携事業
 - ・電力の共同調達(共同発注)
 - ・料金徴収システムの共同開発等、営業業務の広域連携